社会福祉法人三重済美学院　行動計画

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

　ここで働く職員は誰もが活躍しうる機会を持っています。社会福祉法人三重済美学院は　一人一人の職員がその個性を尊重しながら障がい福祉を将来に向かって支える存在であり　続けるためのサポート体制を整えていきます。また、女性の管理職への登用も積極的に行　います。

　１．期　間　　2024年4月1日から2026年3月31日

　２．内　容　　①すべての職員の育児・介護等に関する休暇、休業サポートを継続して行います。

　　　　　　　　②障害者支援に携わる職員として、その育成を目的とした研修の受講を新任から幹部を含め100％にします。

　　　　　　　　③管理職・役職職員への女性の登用を促進していきます。

【取組計画】

　内容①　2024年　4月　育児・介護休業等に関する意識調査を継続します。

　　　　　2024年　9月　意識調査の結果を事業所内に公表します。

　　　　　2025年　4月　育児・介護休業等の復職者と管理者との面談を継続して

実施していきます。

　内容②　2024年　4月　年度人材育成計画の公表と周知を行い、計画に則った研修

　　　　　　　　　　　　　等を開始します。

　　　　　2025年　3月　本年度の研修実績のまとめを行い、次年度への目標の立案

　　　　　　　　　　　　　を行います。

　内容③　2024年　4月　新年度の女性管理職の割合を公表し、新たな幹部職員への

　　　　　　　　　　　　　登用を発表します。

事業所公表用